

## **認証プロセスでご留意いただきたい点**

認証の申請者はインターテック・サーティフィケーションが審査を全うするために必要とみなす全ての情報を、審査登録見積依頼書により開示しなければなりません。

インターテック・サーティフィケーションはいかなる申請者に対しても、組織の大きさ、ビジネスの種類、あるいは経済的または政治的なバックグラウンドに起因する偏見や差別をすることなく、透明かつ公平な態度でスキームを運営します。

インターテック・サーティフィケーションは初回の文書審査を含めて、定期的な維持審査および再認証審査を通して、顧客のマネジメントシステムの審査および認証プロセスおよび全ての活動を完遂する責任を有します。

インターテック・サーティフィケーションは初回審査の結果を顧客に通知します。また、認証の要求事項を満たしていないと判断した場合、その不適合事項を顧客に通知します。

顧客が指定された期限内に、全ての要求事項を満たす有効な是正処置をとったことを提示した場合、インターテック・サーティフィケーションはその是正処置をレビューし、認証授与の適合性を判断します。

--

顧客は、認証に含まれていない製品、工程、サービスないしは受審対象事業所を認証範囲に追加して認証範囲を拡大する場合あるいは認証範囲の一部を削除して認証範囲を縮小する場合は、インターテック・サーティフィケーションにその旨を申請書で申し出なければなりません。

--

あらゆる場合において、顧客は、マネジメントシステム認証と特定の製品認証の間に混乱がないように、また、認証範囲に含まれている業務（事業所）とそうでない業務（事業所）が混同されないように、その広告宣伝資料の管理に十分注意しなければなりません。

顧客は認証範囲に含まれていない製品、工程、サービス、受審対象事業所、あるいは組織について、これらが認証の対象になっているという誤解を招くような表現を慎まなければなりません。

--

以下のようなケースでは（しかし、これらに限定されることはなく）、認証範囲に含まれている特定の工程、サービス、事業所、あるいは組織の認証が、限られた期間一時停止になることがあります。

- ・ 維持審査または再認証審査にて要求事項に対する不適合が明らかになったが、即座に認

証を取り消さなければならないほどではない場合

- 誤解を招くような印刷や広告等、認証の地位の不適切な引用またはロゴマーク、認証登録証明書、もしくは審査報告書の不正使用があったにもかかわらず、顧客がそれを撤回しない場合、または、その他の妥当な改善策を取らなかった場合
- 顧客が自主的に一時停止を申し出た場合
- 是正処置要求書に記載の是正処置が指定期間内に実施されなかった場合
- 顧客が支払い義務を履行しなかった場合
- 定められた期間内に対象となる審査を実施出来なかった場合
- その他、申請者または顧客による違反があった場合

インターテック・サーティフィケーションは、一時停止期限の終了時に調査を実施し、一時停止解除の条件が満たされているかどうかを判断します。

条件が満たされている場合、顧客に、認証が再度有効となった旨を通知して、一時停止を解除します。

指定された期間内に、認証の一時停止に至った事項を顧客が解決できなかった場合には、認証は取り消され、または認証の適用範囲が縮小されます。以下のようなケースでは、認証の取り消し、または認証適用範囲の縮小になることがあります。

- 審査において、不適合が極めて重大な事態であると見出された場合
- 顧客が支払い義務を履行しなかった場合
- 認証の一時停止中に顧客が十分な対策を取ることを怠った場合
- インターテック・サーティフィケーションに悪評を招くような行為を、顧客がおこなった場合

以下のようなケースでは、認証が消滅するものとします。

- 顧客が認証の継続を希望しなかった場合
- 顧客の製品、工程またはサービスがなくなった場合、あるいは顧客が倒産した場合
- いかなる理由であれ、顧客が事業を中止した場合
- 顧客が認証スキームへの批判や評価を損ねることにつながるような行為に関与したと評定委員会が判断した場合

※インターテック・サーティフィケーションの認証顧客様におかれましては、詳細を「認証企業様ページ」の「規則と規定」からご覧ください。

## 名称及びロゴマークのご使用についてご留意いただきたい点

インターテック・サーティフィケーションの名称およびロゴマークは、インターテック・サーティフィケーションより認証を授与された組織でなければ使用することはできません。ロゴマークを使用する際には以下のような留意事項があります。(抜粋)

### ■UKAS の場合

#### Intertek+UKAS マークの使用対象となるもの

- 社用便箋、但し、認証登録組織のロゴやタイトルと共に使用し、それらよりも大きく表示しないこと
- 会社案内のパンフレット等の広告・宣伝資料、ホームページ
- 認証登録された組織の建物内外壁やドア、外に立てている看板
- 名刺
- 販促用グッズ(ペン、マット、ダイアリー、カレンダー等)
- 社旗、垂れ幕

#### Intertek+UKAS マークの使用対象とならないもの・使用が認められないもの

- あらゆる製品、また、その包装
- 校正機関、試験所、検査機関の報告書及び証明書
- 社用車
- 認証登録範囲に含まれていない事業所及び事業内容
- 認証登録された企業のライセンシー（特許権使用者）
- その他誤解を招く恐れのある取扱い

### 印刷例



ISO9001:2015 認証取得

#### 注意1 枠内は修正不可

文言や認証登録番号を追記する場合は枠外に。取得している規格と年版は必ず記載ください。

#### 注意2 UKAS マーク単独での使用不可！

## ■JAB の場合

### 使用対象となるもの

- 名刺
- 会社案内のパンフレット等の広告・宣伝資料
- 登録されたマネジメントシステムに関する説明書
- 封筒、レターヘッド、業務見積書、ウェブサイト及びその他の文書

### 使用対象とならないもの・使用が認められないもの

- あらゆる製品、また、その包装
- 認証範囲に含まれない事業所及び事業内容
- その他誤解を招く恐れのある取扱い

### 印刷例



ISO9001:2015 認証取得

#### 注意1

枠内は修正不可

文言や認証登録番号を追記する場合は枠外に取得している規格と年版は必ず記載ください。

#### 注意2

JAB マーク単独での使用不可！

※インターテック・サーティフィケーションの認証顧客様におかれましては、詳細を「認証企業様ページ」の「ロゴマークの使用規定」からご覧ください。

以上